

**令和2年 10月1日以降の  
建設業許可申請、認可申請  
及び変更届出に係る書類の**

**新様式集**



00001

## 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者

印

行政手続記入欄			大臣コード 知事		申請者					
許可番号	01	3	国土交通大臣 知事	許可 (般-□□) 第	5	10	11	13	15	許可年月日
申請の区分	02	3	(1.新規 2.許可換え新規 3.新規 6.新規+業種追加 8.業種追加+更新 9.新規+業種追加+更新)	4.業種追加 5.更新 7.新規+更新 8.業種追加+更新 9.新規+業種追加+更新	11	13	15	11	13	15
申請年月日	03	3	5	7	11	13	15	11	13	15
			令和	年	月	日	年	月	日	

許可を受けようとする建設業	04	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	8010	8011	8012	8013	8014	8015	8016	8017	8018	8019	8020	8021	8022	8023	8024	8025	8026	8027	8028	8029	8030	8031	8032	8033	8034	8035	8036	8037	8038	8039	8040	8041	8042	8043	8044	8045	8046	8047	8048	8049	8050	8051	8052	8053	8054	8055	8056	8057	8058	8059	8060	8061	8062	8063	8064	8065	8066	8067	8068	8069	8070	8071	8072	8073	8074	8075	8076	8077	8078	8079	8080	8081	8082	8083	8084	8085	8086	8087	8088	8089	8090	8091	8092	8093	8094	8095	8096	8097	8098	8099	80100	80101	80102	80103	80104	80105	80106	80107	80108	80109	80110	80111	80112	80113	80114	80115	80116	80117	80118	80119	80120	80121	80122	80123	80124	80125	80126	80127	80128	80129	80130	80131	80132	80133	80134	80135	80136	80137	80138	80139	80140	80141	80142	80143	80144	80145	80146	80147	80148	80149	80150	80151	80152	80153	80154	80155	80156	80157	80158	80159	80160	80161	80162	80163	80164	80165	80166	80167	80168	80169	80170	80171	80172	80173	80174	80175	80176	80177	80178	80179	80180	80181	80182	80183	80184	80185	80186	80187	80188	80189	80190	80191	80192	80193	80194	80195	80196	80197	80198	80199	80200	80201	80202	80203	80204	80205	80206	80207	80208	80209	80210	80211	80212	80213	80214	80215	80216	80217	80218	80219	80220	80221	80222	80223	80224	80225	80226	80227	80228	80229	80230	80231	80232	80233	80234	80235	80236	80237	80238	80239	80240	80241	80242	80243	80244	80245	80246	80247	80248	80249	80250	80251	80252	80253	80254	80255	80256	80257	80258	80259	80260	80261	80262	80263	80264	80265	80266	80267	80268	80269	80270	80271	80272	80273	80274	80275	80276	80277	80278	80279	80280	80281	80282	80283	80284	80285	80286	80287	80288	80289	80290	80291	80292	80293	80294	80295	80296	80297	80298	80299	80300	80301	80302	80303	80304	80305	80306	80307	80308	80309	80310	80311	80312	80313	80314	80315	80316	80317	80318	80319	80320	80321	80322	80323	80324	80325	80326	80327	80328	80329	80330	80331	80332	80333	80334	80335	80336	80337	80338	80339	80340	80341	80342	80343	80344	80345	80346	80347	80348	80349	80350	80351	80352	80353	80354	80355	80356	80357	80358	80359	80360	80361	80362	80363	80364	80365	80366	80367	80368	80369	80370	80371	80372	80373	80374	80375	80376	80377	80378	80379	80380	80381	80382	80383	80384	80385	80386	80387	80388	80389	80390	80391	80392	80393	80394	80395	80396	80397	80398	80399	80400	80401	80402	80403	80404	80405	80406	80407	80408	80409	804
---------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

書歷經事工

(建設工事の種類) 工事 ( 税込 • 税抜 )

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。  
2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。  
3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完工工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

(1) 経営指標等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事について、当該完工工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完工工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億

円を超える場合は、当該額を超える部分に係る完工事については記載を要しない。  
② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工事について、すべての完工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところで、請負代金の額の大さい順に記載すること（令第1条の2第1項）。

に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。ただし、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。  
③さらには、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（二）株式会社の評議會の開催の申請を行わない者の場合

主な完工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未完工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。  
4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。  
5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されること。  
7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。  
8 「配置技術者」の欄は、完工工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別

9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、当該工事の施工中に配置接術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。

こと。また、工事進行率を採用している場合には、当該工事に適用される元成工事欄を括弧書きで付記すること。  
10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一) 土木一式工事	(二) どび・土工・コンクリート構造物工事	(三) 鋼構造物工事
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事 土面処理工事 鋼橋上部工事	PC 法面処理 鋼橋上部

11 「小計」の欄は、ページごとの完工工事及びに完成工事の件数の合計及び10により「P C」、「法面処理」

112 「合計」の欄は、最終ページにおいてすべての完成工事及びその他の三種工事に係る請負金の額の合計額を記載することとする。

## 様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位：千円)

事業年度	注文者 の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の 建設工事の 施工金額	合計
		工事	工事	工事	工事		
第一期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						
第二期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						
第三期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						
第四期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						
第五期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						
第六期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						
第七期 令和年月 令和年月	元請	公共					
	民間						
	下請						
	計						

## 記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大企業にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

#### 様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)  
月 日

## 使 用 人 数

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
  - 「使用者」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
  - 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

## 誓 約 書

**{ 申 請 者 } 、 { 申 請 者 }** の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人

印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

### 記載要領

**{ 申 請 者 } 、 { 申 請 者 }** 「 地方整備局長  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人 」 、 北海道開発局長  
知事 」 については不要なものを消すこと

00002

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ (1)  
(2)  
(3) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_ 印

(2) 下記の者は、許可申請者 の常勤の役員  
の支配人 で第7条第1号イ (1)  
(2)  
(3) に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿申請者  
届出者 \_\_\_\_\_

印

申請又は届出の区分 項番 3  
17 □ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事許可番号 3  
18 □ 国土交通大臣 許可 (般-□□) 第 5□□□□□10 号 令和 11□□ 年 13□□ 月 15□□ 日

記

## ◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 3  
19 □□

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 30 □□ 5□□□□□10□□生年月日 13□□ 年 14□□ 月 16□□ 日

住所 \_\_\_\_\_

## ◎【変更前】

氏名 31 □□ 5□□□□□10□□

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13□□ 年 14□□ 月 16□□ 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

## 記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。  
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができます。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

{(1)}	{(2)}	{(3)}
の常勤の役員	本 人	の支 配 人

」、「

地方整備局長	申請者	「国土交通大臣 知事」及び「般 特」につい ては、不要のものを消すこと。
北海道開発局長 知事」、	届出者」、	

」、「

1 2 3 4 □ □ □ □	で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからみ出さないように記入すること。
--------------------------------------	--

」に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからみ出さないように記入すること。
- 5 [1] [7] 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
  - 「1. 新規」 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
  - 「2. 変更」 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
  - 「3. 常勤役員等の更新等」 常勤役員等について、現在証明されている者のまととする場合また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は①【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は②【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び③【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により[1] [7]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 [1] [8] 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により[1] [7]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。  
「許可番号」の欄の「大臣  
知事  
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば□□□□□□□□又は□□月□□日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 [1] [9] 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はゞのように1文字として扱うこと。
- 9 [2] [0]及び[2] [1] 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建國□因郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。  
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば□□月□□日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

## 常勤役員等の略歴書

現 住 所				
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生	
職 名				
歴	期 間			従 事 し た 職 務 内 容
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	自 年 至 年	月 月	日 日	
	賞 罰	年 月 日	賞 罚 の 内 容	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 印

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(用紙A4)  
00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書  
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_ 印

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本法人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で建設業法第7条第1号口 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

申請又は届出の区分  項番  3  
 1  7  (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事 許可番号  1  8  3  国土交通大臣  
知事 許可(般一 $\square\square$ ) 第  5  10 号  
許可年月日 令和  11 年  13 月  15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ  1  9  3

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名  2  0  3  5  10

生年月日  13  14 年  16 月  18 日

住所 \_\_\_\_\_

◎【変更前】

氏名  2  1  3  5  10

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

生年月日  13  14 年  16 月  18 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

## (第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者

印

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分    <sup>3</sup> (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事 許可番号    <sup>3</sup> 國土交通大臣 許可(般- ) 第     <sup>5</sup>   <sup>10</sup> 号 許可年月日  
知事    <sup>11</sup>   <sup>13</sup>   <sup>15</sup>  日

記

## ◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ    <sup>3</sup>

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名   <sup>3</sup>  <sup>5</sup>     <sup>10</sup>

生年月日  <sup>13</sup>  <sup>14</sup>  年  <sup>16</sup>  月  <sup>18</sup>  日

住所 \_\_\_\_\_

◎【変更前】

氏名   <sup>3</sup>  <sup>5</sup>   <sup>10</sup>

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日  <sup>13</sup>  <sup>14</sup>  年  <sup>16</sup>  月  <sup>18</sup>  日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

## (第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである  
ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者

印

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分    <sup>3</sup> (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事

許可番号    <sup>3</sup>  国土交通大臣 許可(般一<sup>5</sup>特<sup>10</sup>号) 第<sup>6</sup>号 令和  <sup>11</sup> 年  <sup>13</sup> 月  <sup>15</sup> 日

記

## ◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ   <sup>3</sup>

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名  <sup>3</sup>  <sup>5</sup>  <sup>10</sup>

生年月日 <sup>13</sup> <sup>14</sup> 年 <sup>16</sup> 月 <sup>18</sup> 日

住所 \_\_\_\_\_

## ◎【変更前】

氏名  <sup>3</sup>  <sup>5</sup>  <sup>10</sup>

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 <sup>13</sup> <sup>14</sup> 年 <sup>16</sup> 月 <sup>18</sup> 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

## (第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである  
ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者

印

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証  
明者との関係

備考

申請又は届出の区分    <sup>3</sup>  <sup>1</sup>  (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事 許可番号   <sup>3</sup>   国土交通大臣 許可(般- ) 第   <sup>5</sup>    <sup>10</sup>  号 許可年月日  
知事  <sup>11</sup>   年  <sup>13</sup>  月  <sup>15</sup>  日

記

## ◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ  <sup>3</sup>  <sup>2</sup>  <sup>3</sup>

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名  <sup>3</sup>  <sup>3</sup>  <sup>3</sup>  <sup>5</sup>  <sup>6</sup>  <sup>10</sup>

生年月日  <sup>13</sup>  <sup>14</sup>  年  <sup>16</sup>  月  <sup>18</sup>  日

住所 \_\_\_\_\_

## ◎【変更前】

氏名  <sup>3</sup>  <sup>4</sup>  <sup>3</sup>  <sup>5</sup>  <sup>6</sup>  <sup>10</sup>

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日  <sup>13</sup>  <sup>14</sup>  年  <sup>16</sup>  月  <sup>18</sup>  日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

## 記載要領

- 1 (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができます。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

(1)
(2)

」、「

の常勤の役員
本 の 支 配 人

」、「

地方整備局長
北海道開発局長

」「

申請者
知事

」「

届出者
知事

」「

国土交通大臣
知事

」及び「

般 特
--------

」については、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからみ出さないように記入すること。
- 5 [1] [7]「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
  - 「1. 新規」 ······ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
  - 「2. 変更」 ······ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
  - 「3. 常勤役員等の更新等」 ··· 常勤役員等について、現在証明されている者のまとまる場合また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は①【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は②【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び③【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2) の「変更の年月日」の欄は、5により[1] [7]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3) の「変更の年月日」の欄は、10により直前の[2] [2]、[2] [7]又は[3] [1]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 [1] [8]「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により[1] [7]の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、[2] [3]「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該[2] [3]の直前の[2] [2]、[2] [7]又は[3] [1]「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1] [月] [0] [1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 [1] [9]、[2] [4]、[2] [8]及び[3] [2]「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば~~ヰ~~又は~~ヽ~~のよう 1 文字として扱うこと。
- 9 [2] [0]、[2] [1]、[2] [5]、[2] [6]、[2] [9]、[3] [0]、[3] [3]及び[3] [4]「氏名」の欄は、姓と名の間に 1 カラム空けて、例えば建設□因郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば[0] [1] [月] [0] [1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

- 10 [2] [2]、[2] [7]及び[3] [1]「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
  - 「1. 新規」 ······ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
  - 「2. 変更」 ······ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
  - 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」 ··· 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のまとまる場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は④【新規・変更後・常勤役員等

を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は②【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び③【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

## 常勤役員等の略歴書

現 住 所					
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生		
職 名					
職歴	期 間			従 事 し た 職 務 内 容	
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	自 年 至 年	月 月	日 日		
	賞罰	年 月 日			賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。					
令和 年 月 日			氏 名	印	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現 住 所					
氏 名				生 年 月 日	年 月 日 生
職 名					
歴	期 間			従 事 し た 職 務 内 容	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	自 年	至 年	月 月	日 日	
	賞	年 月 日			賞 罰 の 内 容
罰					

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 氏名 印

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。  
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印許可番号 國土交通大臣許可(般一 ) 第 号 令和 年 月 日  
知事

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数 (人)	保険の加入状況			事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	(人)				健康保険
	(人)				厚生年金保険
	(人)				雇用保険
	(人)				健康保険
	(人)				厚生年金保険
	(人)				雇用保険
	(人)				健康保険
	(人)				厚生年金保険
	(人)				雇用保険
	(人)				健康保険
	(人)				厚生年金保険
	(人)				雇用保険
合計	(人)				

## 記載要領

- 1 この表は、次の（1）及び（2）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合  
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合  
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合  
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合  
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合  
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合  
②新たに営業所を追加した場合
- この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「 地方整備局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 北海道開発局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」 の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しそ他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

許可申請者  $\left( \begin{array}{c} \text{法} \text{人} \text{の} \text{役} \text{員} \text{等} \\ \text{本} \text{人} \\ \text{法} \text{定} \text{代} \text{理} \text{人} \\ \text{法} \text{定} \text{代理} \text{人} \text{の} \text{役} \text{員} \text{等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
役 名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名	印

## 記載要領

- 「 $\left( \begin{array}{c} \text{法} \text{人} \text{の} \text{役} \text{員} \text{等} \\ \text{本} \text{人} \\ \text{法} \text{定} \text{代} \text{理} \text{人} \\ \text{法} \text{定} \text{代理} \text{人} \text{の} \text{役} \text{員} \text{等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

## 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫・信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
長 期 信 用 銀 行			

## 記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(例 ○○銀行○○支店)

麥更屆出書  
(第一面)

下記のとおり、  
〔(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
〔(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)〔建設業法第7条第2号〕に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
〔建設業法第15条第2号〕について変更があつたので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事

**届出者** \_\_\_\_\_ **印**

印

大臣コード

3

許可番号  35

国土交通大臣  
知事 許可 (般特 - □□) 第□□□□□□□□号

許可年月日  
令和  年  月  日

法 人 番 号 3 6

変更の内容が、次の⑩【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の⑩【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

は名  
又氏  
者の業  
表人  
たるの  
代個

所在地市區町村名 \_\_\_\_\_ 都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_  
□ 4 □ 1 □ 3 □ 5 □ 10 □ 15 □ 20

所 在 地 42 23 25 30 35 40

郵便番号  4  3  3   6  -  6    10 電話番号  10     15    20

資本額 金額総額 (千円)

連絡先  
所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_

## (第二面)

区 分	□	項番 8 1	3	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所 の新設	4. 従たる営業所 の廃止
大臣 コード						
許 可 番 号	□	項番 8 2	3	国土交通大臣 許可 (般一□□) 第□□□□□□□号	5	10
				許可年月日 令和□□年□□月□□日		

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しよう とする建設業	□ 8 3	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 舗しゆ板 ガス防内機 補通 園井 具水消清解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )
変更前		3 5 10 15 20 25 30	

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称				□ 8 4	フリガナ	3 5 6 10 15 20
					23 25 30 35 40	
内 容	従たる営業所の 所在地市区町村 コード	□ 8 5	3 5	都道府県名	15	20
	従たる営業所の 所 在 地	□ 8 6	3 5 6 10 15 20	市区町村名	23 25 30 35 40	
	郵便番号	□ 8 7	3 5 6	電話番号	10 15 20	
営業しよう とする建設業	□ 8 8	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 舗しゆ板 ガス防内機 補通 園井 具水消清解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )	3 5 10 15 20 25 30		
変更前		3 5 10 15 20 25 30		3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称				□ 8 4	フリガナ	3 5 6 10 15 20
					23 25 30 35 40	
内 容	従たる営業所の 所在地市区町村 コード	□ 8 5	3 5	都道府県名	15	20
	従たる営業所の 所 在 地	□ 8 6	3 5 6 10 15 20	市区町村名	23 25 30 35 40	
	郵便番号	□ 8 7	3 5 6	電話番号	10 15 20	
営業しよう とする建設業	□ 8 8	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 舗しゆ板 ガス防内機 補通 園井 具水消清解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )	3 5 10 15 20 25 30		
変更前		3 5 10 15 20 25 30		3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称				□ 8 4	フリガナ	3 5 6 10 15 20
					23 25 30 35 40	
内 容	従たる営業所の 所在地市区町村 コード	□ 8 5	3 5	都道府県名	15	20
	従たる営業所の 所 在 地	□ 8 6	3 5 6 10 15 20	市区町村名	23 25 30 35 40	
	郵便番号	□ 8 7	3 5 6	電話番号	10 15 20	
営業しよう とする建設業	□ 8 8	土建 大工と石屋 電管 タンク 鋼筋 舗しゆ板 ガス防内機 補通 園井 具水消清解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )	3 5 10 15 20 25 30		
変更前		3 5 10 15 20 25 30		3 5 10 15 20 25 30		

## 記載要領

- 1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「知事」及び「般知事」、「特知事」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ③⑤「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 ③⑥「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 ③⑦「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はヅのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 ③⑧「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □(株)□A建設□  
B建設□(有)□□)

種類	略号
株式会社	(株)
特別有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)
- 14 ③⑨「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はヅのように1文字として扱うこと。
- 15 ④⑩「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 ④⑪「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び⑧⑫「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 ④⑬「主たる営業所の所在地」及び⑧⑭「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによ

つて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については一（ハイフン）を用いて、例えば四〇番五二号一〇一〇三〇のように記入すること。

18 [4] [3]及び[8] [7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば〇〇三〇一五二五三〇八一〇一〇一〇のように左詰めで記入すること。

19 [4] [4]「資本金額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 [8] [1]「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 [8] [3]及び[8] [8]「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、[8] [4]「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

## 届出書

下記のとおり、  
 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる  
 基準を満たさなくなつた  
 (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号  
 に掲げる基準を満たさなくなつた  
 (3) 専任の技術者を削除した  
 (4) 欠格要件に該当するに至つた

ので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届出者 \_\_\_\_\_ 印

項番 大臣コード  
知事

許可番号  51  3 國土交通大臣許可(般一特) 第  5  10 号 令和  11 年  13 月  15 日

## 記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準【経営業務の管理責任者等】を満たさなくなつた場合

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名  52  3  5  10 生年月日  13  14 年  16 月  18 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準【専任の技術者】を満たさなくなつた場合  
 (3) 専任の技術者を削除した場合

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名  53  3  5  10 生年月日  13  14 年  16 月  18 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名  53  3  5  10 生年月日  13  14 年  16 月  18 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】

氏名  53  3  5  10 生年月日  13  14 年  16 月  18 日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的な事由



## 記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
- この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**⑤ ②**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
- (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
- この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**⑤ ③**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
- (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
- この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**⑤ ③**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
- (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
- この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長」「北海道開発局長」「国土交通大臣」「知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **⑤ ①**「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**① ② ③ ④**又は**① ② 月 ③ ④**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **⑤ ②**及び**⑤ ③**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□太郎□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
- また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**① ② 月 ③ ④**のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

(用紙A4)  
00101譲渡及び譲受け認可申請書  
(第1面)この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 \_\_\_\_\_ 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

譲受人 \_\_\_\_\_ 印

行政庁側記入欄			大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	01	3	国土交通大臣許可(般-□□) 第	5 10 11 13 15
認可申請年月日	02	3 5 7	年 月 日	年 月 日

譲渡及び譲受け年月日  03 令和  年  月  日

譲渡及び譲受けの理由	04	
------------	----	--

譲渡及び譲受けの価格  05 円

引き続き使用する許可番号	06	3	国土交通大臣許可(般-□□) 第	5 10	1.一般 2.特定
--------------	----	---	------------------	------	--------------

<譲受人に関する事項>				
譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業	07	3 5 10 15 25 30	土建 大工 左官 石工 電気工管 タンク 鋼筋 鋼構造 鋼製構造 鋼製機械 機械装置 通風機 圓井 水槽 消防栓 解体工事	1.一般 2.特定
認可申請時において許可を受けていいる建設業	08	3 5 10 15 20 25 30	3 5 10 15 20 25 30	1.一般 2.特定
商号又は名称のフリガナ	09	23 25 30 35 40	3 5 10 15 20 25 30 35 40	

商号又は名称	10	3 5 10 15 20 25 30 35 40	3 5 10 15 20 25 30 35 40
--------	----	--------------------------	--------------------------

代表者又は個人の氏名のフリガナ	11	3 6 10 15 20	3 6 10 15 20
-----------------	----	--------------	--------------

代表者又は個人の氏名	12	3 5 10 15 20 25 30 35 40	支配人の氏名
------------	----	--------------------------	--------

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード	13	3 5 10 15 20	都道府県名	市区町村名
譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地	14	3 5 6 10 15 20 25 30 35 40	3 5 6 10 15 20 25 30 35 40	

郵便番号  15 -  15 電話番号  15 -  15

ファックス番号 \_\_\_\_\_

法人又は個人の別	16	3	(1.法人 2.個人)	4 5 10	資本金額又は出資総額 (千円)	13 15 20 25	法人番号
----------	----	---	----------------	--------	-----------------	-------------	------

兼業の有無	17	3	(1.有 2.無)	建設業以外に行っている営業の種類			
-------	----	---	--------------	------------------	--	--	--

大臣コード 知事	18	3	国土交通大臣許可(般-□□) 第	5 10	許可年月日	11 13 15
-------------	----	---	------------------	------	-------	----------

## (第2面)

## &lt;譲渡人に関する事項&gt;

譲り渡す業種	1 9	土建大工と石屋電管タブ鋼筋舗しゆ板ガラス防内機絶通園井具水消清解	[ 1. 一般 ] [ 2. 特定 ]
商号又は名称のフリガナ	2 0	3 6 10 15 20 25 30 35 40	
商号又は名称	2 1	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	2 2	3 5 10 15 20	
代表者又は個人の氏名	2 3	3 5 10 支配人の氏名 _____	
主たる営業所の所在地市区町村コード	2 4	3 5 10 15 20 都道府県名 _____ 市区町村名 _____	
主たる営業所の所在地	2 5	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	2 6	3 5 6 10 15 20 電話番号 _____	

ファックス番号 \_\_\_\_\_

法人又は個人の別	2 7	3 (1. 法人) (2. 個人)	4 5 資本金額又は出資総額 10 (千円) _____	13 15 20 25 法人番号 _____	
兼業の有無	2 8	3 (1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類 _____		
許可番号	2 9	3 大臣コード 知事	国土交通大臣 知事 許可 (般-□□) 第 5 10 号	許可年月日 令和 11 13 15 年 月 日	

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 ファックス番号 \_\_\_\_\_

記載要領

- 1 「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「般知事」及び「特知事」については、不要のものを消すこと。
  - 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
  - 3 太線の枠内には記入しないこと。
  - 4     で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば   のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば 建設 工業 のように左詰めで記入すること。
  - 5    「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
  - 6    「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
  - 7      「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行なう者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
  - 8       「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 [0] [8]「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。

- 10 ○ ⑨又は⑩「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はヅのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

- 11 ① ② 又は ③ 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 株式会社建設有)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ① ①又は② ②「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例をばぎ又は<sup>ハ</sup>のように1文字として扱うこと。

- 13 ①②又は②③「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

- 14 [1] [3]「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は[2] [4]「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 15 ①④「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」について  
は-（ハイフン）を用いて、例えば霞が関②-①-①③□のように記入すること。

- 16 [1] [5] 又は [2] [6] のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば [0] [3] - [5] [2] [5] [3] - [8] [1] [1] [1] [ ] のように左詰めで記入すること。

- 17 [1] 6 又は [2] 7 のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 [1] [8]又は[2] [9]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1月] [0] [1]のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 [1] [9]「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

### 役員等の一覧表

令和 年 月 日

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

## 営業所一覧表

行政庁側記入欄									
区 分	□	項 番	3						
大臣コード 知事									
許 可 番 号	□	8	1	1	2	3	5	10	11
国土交通大臣 許可 (般一□) 第□□□□□号 令和□□年□□月□□日									

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称	フリガナ									
営業しよう とする建設業	□	8	3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 補 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )					

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	□	8	4	3	5	10	15	20		
従たる営業所の 所 在 地	□	8	6	3	5	10	15	20		
内 容	郵 便 番 号	□	8	7	3	5	6	10	15	20
	営業しよう とする建設業	□	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 補 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )				

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	□	8	4	3	5	10	15	20		
従たる営業所の 所 在 地	□	8	6	3	5	10	15	20		
内 容	郵 便 番 号	□	8	7	3	5	6	10	15	20
	営業しよう とする建設業	□	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 補 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )				

## 記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 ⑧③及び⑧⑧「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 ⑧⑤「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 ⑧⑥「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等、「丁目」、「番」及び「号」については一（ハイフン）を用いて、例えば④④②④①④①③④のように記入すること。
- 6 ⑧⑦のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば①③④⑤②⑤③④⑧①①①④のように左詰めで記入すること。

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

### ・一般建設業の場合

- 「1」・ · · · · · 法第7条第2号イ該当
- 「4」・ · · · · · 法第7条第2号ロ該当
- 「7」・ · · · · · 法第7条第2号ハ該当

### ・特定建設業の場合

- 「2」・ · · · · · 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・ · · · · · 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・ · · · · · 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・ · · · · · 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・ · · · · · 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・ · · · · · 法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

(用紙A4)

## 誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日  
申請者 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

### 記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

(用紙A4)

# 合併認可申請書

この申請書により、合併の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_ 印

四

印

行政手帳記入欄			大臣コード			許可番号			許可年月日			
			知事									
許可番号			項番	3		国土交通大臣 知事			許可	(般特- <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> )	第 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 号	令和 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 日
認可申請年月日			0	2		令和 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">  </span> 日			11	13	15	16

合併年月日  03 令和  年  月  日

合の理併由

合併の価格  0 5 円

大臣コード

国土交通大臣  
許可 (般 - 特 - ) 第 号

商号又は名称のナ  
フリガナ  09  3  5      10      15      20

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 1 3 4 5 6 都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

合併後の主たる営業所の所在地 □ 14 □ 23 □ 25 □ 30 □ 35 □ 40

ファックス番号

資本金額又は出資総額  
4 6 10 (千円)

法人番号  
13 15 20 25

資本金額等 16

(第2面)

兼業の有無  1  7  (1. 有)  
(2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード  
知事  
許可番号  1  8  許可年月日  
国土交通大臣 許可 (般-) 第  1  2  3  4  5  号 令和  1  2  年  1  2  月  1  2  日<合併消滅法人に関する事項>  
認可申請時に合併  
消滅法人が許可を  
受けている建設業  1  9 土建 大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機施通圓井具水消清解 (1. 一般)  
(2. 特定)商号又は名称  2  0 3  5  10  15  20  
のフリガナ  2  1 23  25  30  35  40商号又は名称  2  1 3  5  10  15  20  
のフリガナ  2  2 23  25  30  35  40代表者の氏名の  
フリガナ  2  2 3  5  10  15  20代表者の氏名  2  3 3  5  10  15  20主たる営業所の  
所在地市区町村  
コード  2  4 3  5  都道府県名  10  15  20  
主たる営業所の  
所在地  2  5 3  5  10  15  20主たる営業所の  
所在地  2  5 23  25  30  35  40郵便番号  2  6 3  5 -  6  10  15  20  25 電話番号  1  2  3  4  5  6  7  8  9  10  11  12  13  14  15  16  17  18  19  20  21  22  23  24  25  26  27  28  29  30  31  32  33  34  35  36  37  38  39  40  41  42  43  44  45  46  47  48  49  50  51  52  53  54  55  56  57  58  59  60  61  62  63  64  65  66  67  68  69  70  71  72  73  74  75  76  77  78  79  80  81  82  83  84  85  86  87  88  89  90  91  92  93  94  95  96  97  98  99  100  101  102  103  104  105  106  107  108  109  110  111  112  113  114  115  116  117  118  119  120  121  122  123  124  125  126  127  128  129  130  131  132  133  134  135  136  137  138  139  140  141  142  143  144  145  146  147  148  149  150  151  152  153  154  155  156  157  158  159  160  161  162  163  164  165  166  167  168  169  170  171  172  173  174  175  176  177  178  179  180  181  182  183  184  185  186  187  188  189  190  191  192  193  194  195  196  197  198  199  200  201  202  203  204  205  206  207  208  209  210  211  212  213  214  215  216  217  218  219  220  221  222  223  224  225  226  227  228  229  230  231  232  233  234  235  236  237  238  239  240  241  242  243  244  245  246  247  248  249  250  251  252  253  254  255  256  257  258  259  260  261  262  263  264  265  266  267  268  269  270  271  272  273  274  275  276  277  278  279  280  281  282  283  284  285  286  287  288  289  290  291  292  293  294  295  296  297  298  299  300  301  302  303  304  305  306  307  308  309  310  311  312  313  314  315  316  317  318  319  320  321  322  323  324  325  326  327  328  329  330  331  332  333  334  335  336  337  338  339  340  341  342  343  344  345  346  347  348  349  350  351  352  353  354  355  356  357  358  359  360  361  362  363  364  365  366  367  368  369  370  371  372  373  374  375  376  377  378  379  380  381  382  383  384  385  386  387  388  389  390  391  392  393  394  395  396  397  398  399  400  401  402  403  404  405  406  407  408  409  410  411  412  413  414  415  416  417  418  419  420  421  422  423  424  425  426  427  428  429  430  431  432  433  434  435  436  437  438  439  440  441  442  443  444  445  446  447  448  449  450  451  452  453  454  455  456  457  458  459  460  461  462  463  464  465  466  467  468  469  470  471  472  473  474  475  476  477  478  479  480  481  482  483  484  485  486  487  488  489  490  491  492  493  494  495  496  497  498  499  500  501  502  503  504  505  506  507  508  509  510  511  512  513  514  515  516  517  518  519  520  521  522  523  524  525  526  527  528  529  530  531  532  533  534  535  536  537  538  539  540  541  542  543  544  545  546  547  548  549  550  551  552  553  554  555  556  557  558  559  560  561  562  563  564  565  566  567  568  569  570  571  572  573  574  575  576  577  578  579  580  581  582  583  584  585  586  587  588  589  590  591  592  593  594  595  596  597  598  599  600  601  602  603  604  605  606  607  608  609  610  611  612  613  614  615  616  617  618  619  620  621  622  623  624  625  626  627  628  629  630  631  632  633  634  635  636  637  638  639  640  641  642  643  644  645  646  647  648  649  650  651  652  653  654  655  656  657  658  659  660  661  662  663  664  665  666  667  668  669  670  671  672  673  674  675  676  677  678  679  680  681  682  683  684  685  686  687  688  689  690  691  692  693  694  695  696  697  698  699  700  701  702  703  704  705  706  707  708  709  710  711  712  713  714  715  716  717  718  719  720  721  722  723  724  725  726  727  728  729  730  731  732  733  734  735  736  737  738  739  740  741  742  743  744  745  746  747  748  749  750  751  752  753  754  755  756  757  758  759  760  761  762  763  764  765  766  767  768  769  770  771  772  773  774  775  776  777  778  779  780  781  782  783  784  785  786  787  788  789  790  791  792  793  794  795  796  797  798  799  800  801  802  803  804  805  806  807  808  809  810  811  812  813  814  815  816  817  818  819  820  821  822  823  824  825  826  827  828  829  830  831  832  833  834  835  836  837  838  839  840  841  842  843  844  845  846  847  848  849  850  851  852  853  854  855  856  857  858  859  860  861  862  863  864  865  866  867  868  869  870  871  872  873  874  875  876  877  878  879  880  881  882  883  884  885  886  887  888  889  890  891  892  893  894  895  896  897  898  899  900  901  902  903  904  905  906  907  908  909  910  911  912  913  914  915  916  917  918  919  920  921  922  923  924  925  926  927  928  929  930  931  932  933  934  935  936  937  938  939  940  941  942  943  944  945  946  947  948  949  950  951  952  953  954  955  956  957  958  959  960  961  962  963  964  965  966  967  968  969  970  971  972  973  974  975  976  977  978  979  980  981  982  983  984  985  986  987  988  989  990  991  992  99

記載要領

- 1 「 地方整備局長 「国土交通大臣 北海道開発局長 知事」 及び 「般 知事」 について、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ③「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 ④「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 ⑥「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 ⑦「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 ⑧「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 ⑨又は⑩「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はヰのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

- 11 ①①又は②①「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。  
(例 □ 株 □ A 建設 □  
B 建設 (有) □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばヰ又はヰのように1文字として扱うこと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 ①③「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 ①④「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については一（ハイフン）を用いて、例えば□ が □ □ ① □ ① ③ □ のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば① ③ - ⑤ ② ⑤ ③ - ⑧ ① ① ① □ のように左詰めで記入すること。
- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18  ⑧又は ⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19  ⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、<合併消滅法人に関する事項>については、合併消滅法人ごとに記載すること。

### 役員等の一覧表

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

## 営業所一覧表

行政手続記入欄									
区 分	□	8	1	1	3				
					大臣コード 知事				
許 可 番 号	□	8	2	□	3	5	10	11	13
					国土交通大臣 許可 (般-□□) 第□□□□□号 令和□□年□□月□□日				

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称	フリガナ									
営業しよう とする建設業										
□ 8 3	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ
鋼 筋 補しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解										
( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )										

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ									
内 容	□ 8 4	3	5	10	15	20				
	23	25	30	35	40					
従たる営業所の 所在地市区町村 コ 一 ド	□ 8 5	3	5	都道府県名			市区町村名			
従たる営業所の 所 在 地	□ 8 6	3	5	10	15	20				
	23	25	30	35	40					
郵 便 番 号	□ 8 7	3	5	6	10	15	20			
営業しよう とする建設業	□ 8 8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管
タ 鋼 筋 補しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解										
( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )										

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ									
内 容	□ 8 4	3	5	10	15	20				
	23	25	30	35	40					
従たる営業所の 所在地市区町村 コ 一 ド	□ 8 5	3	5	都道府県名			市区町村名			
従たる営業所の 所 在 地	□ 8 6	3	5	10	15	20				
	23	25	30	35	40					
郵 便 番 号	□ 8 7	3	5	6	10	15	20			
営業しよう とする建設業	□ 8 8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管
タ 鋼 筋 補しゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解										
( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )										

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。  
2    で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。  
3  及び 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 [8][5]「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

5 [8][6]「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」について一（ハイフン）を用いて、例えば[震]が[関]2-1-1-1-3-のように記入すること。

6 [8][7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば[0]3-5-2-5-3-1-8-1-1-1-のように左詰めで記入すること。

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の六）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」………法第7条第2号イ該当

「4」………法第7条第2号ロ該当

「7」………法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

(用紙A4)  
00121

分割認可申請書  
(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_ 印

印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

印

行政手帳記入欄									
大臣コード 知事									
許可番号	01	3	国土交通大臣 知事	許可(般-特)	5	10	11	13	15
許可年月日	02	3	5	6	7	8	9	10	11

分割年月日 03 令和 3 年 5 月 7 日

分割の理由	04	_____
-------	----	-------

分割の価格 05 円

大臣コード 知事									
引き続き使用する	06	3	国土交通大臣 知事	許可(般-特)	5	10	11	13	15
許可番号	07	3	5	6	7	8	9	10	11

<分割承継法人に関する事項>									
分割後に営業しようとする建設業	08	3	5	6	7	8	9	10	11
認可申請時において許可を受けていいる建設業	09	3	5	6	7	8	9	10	11
商号又は名称のフリガナ	10	3	5	6	7	8	9	10	11
商号又は名称	11	3	5	6	7	8	9	10	11
代表者の氏名のフリガナ	12	3	5	6	7	8	9	10	11
代表者の氏名	13	3	5	6	7	8	9	10	11
分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード	14	3	5	6	7	8	9	10	11
分割後の主たる営業所の所在地	15	3	5	6	7	8	9	10	11
郵便番号	16	3	5	6	7	8	9	10	11
電話番号	17	3	5	6	7	8	9	10	11
ファックス番号	18	3	5	6	7	8	9	10	11

資本金額等	16	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
-------	----	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

(第2面)

兼業の有無  1  7  (1. 有)  
2. 無

建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード  
知事  
許可番号  1  8  土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しづ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解  
国土交通大臣 許可(般-) 第 5  10 号  
令和  年  月  日  
許可年月日<分割被承継法人に関する事項>  
認可申請時に分割  1  9 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しづ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解  
被承継法人が許可  2. 特定  
を受けている  
建 設 業商号又は名称  2  0 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しづ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解  
のフリガナ  2  1  3  5  10  15  20  
 2  2  3  5  10  15  20  
 2  4  5  10  15  20  
 2  5  6  10  15  20  
都道府県名 市区町村名代表者の氏名  2  2  3  5  10  15  20  
のフリガナ  2  3  5  10  15  20  
代 表 者 名  
主たる営業所の所在地市区町村  
コ 一 ド  2  4  5  10  15  20  
主たる営業所の所在地  2  5  6  10  15  20  
 2  6  3  5  6  10  15  20  
郵便番号 電話番号ファックス番号  
資本金額等  2  7 資本金額又は出資総額  4  5  10 (千円) 法人番号  13  15  20  25兼業の有無  2  8  (1. 有)  
2. 無  
大臣コード  
知事  
許可番号  2  9  土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しづ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解  
国土交通大臣 許可(般-) 第 5  10 号  
令和  年  月  日  
許可年月日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

## 記載要領

- 1 「地方整備局長」「国土交通大臣」及び「一般知事」について、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□①②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ①③「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 ①④「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 ①⑥「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 ①⑦「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 ①⑧「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 ①⑨又は②①「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばモ又はモのように1文字として扱うこと。  
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 ①①又は②①「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設 (有)

種類	略号
株式会社	(株)
特別有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばモ又はモのように1文字として扱うこと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 ①③「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 ①④「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」について一（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関②-①-①③のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば①③-⑤②⑤③-⑧①①①のように左詰めで記入すること。
- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 [1] [8]又は[2] [9]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0] [0] [1] [2] [3] [4]又は[0] [1月] [0] [1]のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 [1] [9] 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、<分割被承継法人に関する事項>については、分割被承継法人ごとに作成すること。

### 役員等の一覧表

令和 年 月 日

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の額総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

## 営業所一覧表

行政庁側記入欄									
区 分	□	8	1	1	項番	3			
大臣コード 知事									
許可番号	□	8	2	□□	項番	3	5	10	許可年月日
国土交通大臣 許可 (般-□□) 第 □□□□□号 令和 □□年 □□月 □□日									

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称	フリガナ																
営業しよう とする建設業	□	8	3	土建	大 左	と	石屋	電 管	タ 鋼 筋	舗しゆ板	ガ 塗 防	内 機	絶 通	園 井	具 水	消 清	解
										( 1. 一般 )							
										( 2. 特定 )							

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ															
従たる営業所の 所 在 地	□	8	4	3	5	10	15	20								
内 容	□	8	5	3	5	10	15	20								
郵便番号	□	8	6	3	5	10	15	20								
営業しよう とする建設業	□	8	7	3	5	10	15	20								
										( 1. 一般 )						
										( 2. 特定 )						

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	フリガナ															
従たる営業所の 所 在 地	□	8	4	3	5	10	15	20								
内 容	□	8	5	3	5	10	15	20								
郵便番号	□	8	6	3	5	10	15	20								
営業しよう とする建設業	□	8	7	3	5	10	15	20								
										( 1. 一般 )						
										( 2. 特定 )						

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 [8] [3] 及び [8] [8] 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建工具事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 [8] [5] 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 [8] [6] 「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば [西] [区] [2] [丁] [1] [番] [1] [号] のように記入すること。
- 6 [8] [7] のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば [0] [3] [-] [5] [2] [5] [3] [-] [8] [1] [1] [1] のように左詰めで記入すること。

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土ー9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

### ・一般建設業の場合

- 「1」・ · · · · · 法第7条第2号イ該当
- 「4」・ · · · · · 法第7条第2号ロ該当
- 「7」・ · · · · · 法第7条第2号ハ該当

### ・特定建設業の場合

- 「2」・ · · · · · 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」・ · · · · · 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」・ · · · · · 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」・ · · · · · 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」・ · · · · · 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」・ · · · · · 法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届出書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者

印

以下のとおり、国土交通大臣に  
〔譲渡及び譲受け  
合分 併割〕の認可の申請を行いましたの  
で届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	
申請	申請を行った日	
譲渡及び譲受け又は合併若しく は分割の予定日		

## 記載要領

1.  $\left\{ \begin{array}{c} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合併} \end{array} \right. \left\{ \begin{array}{c} \text{併割} \\ \text{分割} \end{array} \right\}$  については、不要なものを消すこと。
2. 2. (2) について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
3. 2. (1) 又は (2) について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2. (1) 又は (2) の名称以外の部分については記載を要しない。

相続認可申請書  
(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者 相続人 \_\_\_\_\_ 印

行政手帳記入欄									
大臣コード 知事									
許可番号	01	3	5	10	15	20	25	30	35
国土交通大臣 許可(般-□□) 第□□□□□号 令和□□年□□月□□日									
認可申請年月日	02	3	5	7	9	11	13	15	16

被相続人の死  
亡日 03 令和□□年□□月□□日

大臣コード  
知事  
引き続き使用する  
許可番号 04 3 5 10 15 20 25 30 35 40  
国土交通大臣 許可(般-□□) 第□□□□□号

## &lt;相続人に関する事項&gt;

相続後に相続人が営業しようとする建設業	05	3	5	10	15	20	25	30	35	40	1.一般 2.特定	
認可申請時において相続人が許可を受けている建設業	06	3	5	10	15	20	25	30	35	40	1.一般 2.特定	
商号又は名称 のフリガナ	07	23	25	30	35	40						
商号又は名称	08	23	25	30	35	40						
氏 フ リ ガ ナ	09	3	5	10	15	20						
氏 名	10	23	25	30	35	40					支配人の氏名 _____	
被相続人との続柄	11											

相続後の主たる 営業所の所在地 市区町村コード	12	3	5	10	15	20	都道府県名	市区町村名
相続後の主たる 営業所の所在地	13	23	25	30	35	40		
郵便番号	14	3	5	6	10	15	20	電話番号

ファックス番号 \_\_\_\_\_

兼業の有無	15	3	建設業以外に行っている営業の種類									
大臣コード 知事												
許可番号	16	3	国土交通大臣 許可(般-□□) 第□□□□□号 令和□□年□□月□□日									
許可年月日												

(第2面)

## &lt;被相続人に関する事項&gt;

許可を受けていた 建設業	1 7	土建	大 左	と 石	屋 電 管 タ	鋼 筋 鋼 し ゆ 板 ガ	塗 防 内 機	絶 通 園 井 具 水 消 清 解	1. 一般 2. 特定
		3	5		10		15		20
商号又は名称 のフリガナ	1 8								
		23	25		30		35		40
商号又は名称	1 9								
		23	25		30		35		40
氏名 の フ リ ガ ナ	2 0								
		3	5		10		15		20
氏名	2 1								

支配人の氏名 \_\_\_\_\_

主たる営業所の 所在地市区町村 コード	2 2	3	5	都道府県名	市区町村名													
		3	5															
主たる営業所の 所在地在地	2 3																	
		23	25	30	35													
					40													
郵便番号	2 4	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

ファックス番号 \_\_\_\_\_

兼業の有無	2 5	3	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 知事	2 6	3	国土交通大臣 許可(般-特) 知事	6	10	11	13	15	16	許可年月日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

記載要領

- 1 「地方整備局長」「国土交通大臣」「北海道開発局長」「知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□①②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工場□□□のように左詰めで記入すること。
- 5 ①③「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 ①④「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 ①⑤「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建工具事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 ①⑥「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 ①⑦又は①⑧「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はヽのように1文字として扱うこと。
- 10 ①⑨又は②⑩「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はヽのように1文字として扱うこと。
- 11 ①⑩又は②⑪「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 ①⑫「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は②⑬「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 ①⑬「相続後の主たる営業所の所在地」又は②⑭「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」について一（ハイフン）を用いて、例えば霞ヶ関②-①-①③のように記入すること。
- 14 ①⑮又は②⑯のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば①③-⑤②⑤③-⑧①①①のように左詰めで記入すること。
- 15 ①⑯又は②⑰のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 16 ①⑰「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

## 営業所一覧表

行政令側記入欄															
区 分	□	8	1	1	3										
大臣コード 知事															
許 可 番 号	□	8	2	□□	3	国土交通大臣 知事	許可 (般一□□) 第	5	10	11	13	15			
										令和	□□	年	□□	月	□□
										日					

(主たる営業所)

主たる営業所の 名 称	フリガナ																											
営業しよう とする建設業	□	8	3	土建	大	左	と	石屋	電管	タ	鋼筋	舗しゆ板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
															(1. 一般) (2. 特定)													

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	□	8	4	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100			
従たる営業所の 所 在 地	□	8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100			
内 容	郵 便 番 号	□	8	7	3	5	6	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95		
	営業しよう とする建設業	□	8	8	土建	大	左	と	石屋	電管	タ	鋼筋	舗しゆ板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
															(1. 一般) (2. 特定)													

(従たる営業所)

従たる営業所の 名 称	□	8	4	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100			
従たる営業所の 所 在 地	□	8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100			
内 容	郵 便 番 号	□	8	7	3	5	6	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95		
	営業しよう とする建設業	□	8	8	土建	大	左	と	石屋	電管	タ	鋼筋	舗しゆ板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
															(1. 一般) (2. 特定)													

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 ⑧③及び⑧⑧「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建工具事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 ⑧⑤「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。  
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 ⑧⑥「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば図②-1-1-1-3-□のように記入すること。
- 6 ⑧⑦のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

## 専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の九）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土ー9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを一（ハイフン）で結んで記載すること。

### ・一般建設業の場合

- 「1」………法第7条第2号イ該当
- 「4」………法第7条第2号ロ該当
- 「7」………法第7条第2号ハ該当

### ・特定建設業の場合

- 「2」………法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
- 「3」………法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
- 「5」………法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
- 「6」………法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
- 「8」………法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
- 「9」………法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

(用紙A 4)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日  
申請者 印

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

届出書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者

印

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、  
相続人  
被相続人  
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人 に関する事項  
被相続人

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行つた日	
被相続人の死亡日		

記載要領

1 「相続人  
被相続人」については、不要なものを消すこと。

2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

富山県様式

## 事業主及び役員等名簿

記載要領

- 記入方法

  - 1 許可の申請又は許可に係る変更等の届出(役員等を追加する変更の場合のみ)をする時に綴じずに提出すること。
  - 2 許可の申請の時  
    許可申請者、役員等(様式第一号別紙一「役員等の一覧表」に記載した者)、支配人及び営業所の代表者(様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者)をすべて記入すること。
  - 3 許可に係る変更等の届出の時  
    追加する役員等、支配人及び営業所の代表者のみを記入すること。
  - 4 謙渡及び謙受け並びに合併及び分割の認可申請の時  
    認可申請者、役員等(様式第二十二の五別紙一、様式第二十二の七別紙一及び様式第二十二の八別紙一「役員等の一覧表」に記載した者)、支配人及び営業所の代表者(様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者)をすべて記入すること。



# 補佐経験証明書

富山県知事 殿

下記の者は、建設業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐した経験を有することを証明します。

※「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐した経験」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

## 1. 業務内容（具体的に）

## 2. 経験年数

## 3. 被証明者との関係

令和 年 月 日

証明者 印

記

氏名

生年月日

住所

令和 年 月 日

申請者

届出者

印

